

（仮称）甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について

1 制定の背景

子ども・子育て支援新制度の実施に向け、児童福祉法が改正されました。

従来の認可保育所における保育事業に加え、市町村の認可を受けた事業者が家庭的保育事業等（※）を実施することができるものとされ、また、同法において、市町村は、当該認可に係る基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）を条例で定めなければならないとされましたので、条例を制定するものです。

2 家庭的保育事業等（※）の類型

事業類型	事業内容
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（利用定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う事業
小規模保育事業 （A型・B型・C型）	少人数（利用定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	障がい、疾患などで、個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業
事業所内保育事業	事業所（会社）の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもの保育を一緒に行う事業

3 条例の内容

- （1） 条例の題名は、「甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」とします。
- （2） 児童福祉法第34条の16第2項の条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定めるとおりとします。ただし、本市では、暴力団排除条例を制定済であることから、暴力団の排除に関する規定を市独自基準として設けることとします。
- （3） この条例の施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日が予定されています）とします。